

【まずお読みください】

(給料債権用)

債権差押命令とは？

- ① 今回あなたに送られた債権差押命令の当事者の関係は、命令書の「当事者目録」に書いてあるとおりですから、そこに書いてある名前をそれぞれあてはめて内容を確認してください。
- ② 《債権者》は、《債務者》がお金を支払ってくれないので、《債務者》の財産である給料等の差押えを裁判所に申し立てました。そこで、裁判所がこの申立てを審査し、今回の債権差押命令が出されたわけです。
- ③ ところで、雇主のことを第三債務者と表示していますが、これは法律によって定められている呼び方で、あなたが《債務者》に給料等を払う立場にあるためにそのように言うだけで、《債権者》と《債務者》との間のお金の支払をめぐる争いには直接は関係ありませんので、ご安心ください。しかし、この差押命令があなたに送られたことにより、法律の規定に従って一定のことをやっていただかなければなりません。そこで、次にそのことを説明しますので、その説明をよく読んで、書かれたとおりにしてください。

これからの手続は？

(注・以下の数字は、陳述書の各項の数字に対応するものではありません(陳述書という用紙が同封されている場合)。)

- ① あなたは、現在、債務者を雇っていますか。
はい → ④⑤⑥に進んでください。
いいえ → ②に進んでください。
- ② あなたは、過去に債務者を雇ったことがありますか。
はい → ③に進んでください。
いいえ → ④に書かれたことをしていただければそれで終わりです。
- ③ あなたは、現在、債務者に未だ払っていない給料、退職金等がありますか。
はい → ④⑤⑥に進んでください。
いいえ → ④に書かれたことをしていただければそれで終わりです。
- ④ 送られてきた債権差押命令書に陳述書という用紙が同封されている場合、これに必要なことを書き込んで2通作り、同封の返信用封筒で《債権者》と裁判所に1通ずつ送ってください。

⑤ あなたが《債務者》に対して払っている給料等の一部（その計算方法については⑦を見てください。）を、今後は、この命令の「差押債権目録」に書いてある額に達するまで、《債務者》に払ってはいけません。

⑥ 差し押さえられた金額の支払いについては、次のようにしてください。

★ 給料等に対する債権差押命令が今回送られてきたものしかない場合
あなたは、《債権者》に直接給料等の一部を支払う（※1）か供託する（※2）ことによって、その支払義務を免れることになります。

（※1）この場合には、《債権者》から支払方法等について連絡があるはずですから、これに従ってください。ただし、法律によると《債権者》があなたから直接給料等を取り立てることができるようになるには、この命令が《債務者》に届いてから4週間（ただし、《債権者》の請求に養育費や婚姻費用等が含まれる場合には1週間）^{（注1）}を過ぎていることが必要です。^{（注2）}
《債権者》は「送達通知書」という文書を持っていますので、これを見て差押命令が《債務者》に届いた日付を確認してください。

（注1）債権差押命令の「請求債権目録」に、夫婦間の協力扶助義務、婚姻費用分担義務、子の監護費用分担義務、扶養義務に係る定期金債権が含まれる場合には、この命令が《債務者》に届いてから1週間を過ぎると取立てが可能です。

（注2）4週間の経過とは、債務者送達日の翌日を1日目（公示送達を除く。）として、28日目（28日目が4週間の末日です）が4週間の経過となります。28日目が土曜、日曜、祝日、年末年始であるときは、末日が平日になるまで繰り越されます。1週間の経過の場合も同じように考えます。

★ 給料等に対する債権差押命令などが今回送られてきたもの以外にも送られている場合

この差押命令のほかに、債権差押命令・債権差押処分・債権仮差押命令を受け取っている場合は、あなたは給料等を供託しなければなりません。

（※2）供託をしたときは、その都度、同封されている「事情届」という用紙に必要なことを書き込んで、これに供託書正本（原本）を添えて、最初に送られてきた差押命令又は差押処分を出した裁判所に必ず提出してください（なお、供託が複数回にわたるときは、あらかじめ「事情届」の用紙をコピーして使用してください。）。

（注）滞納処分による差押えが先にされているときには、滞納処分をした官署に提出することになります。

なお、供託については、裁判所とは別の法務局という役所で取り扱っていますので、最寄りの法務局にお尋ねください。

⑦ 差し押さえられた金額の計算方法
別紙のとおり

(別紙)

差し押さえられた金額の計算方法

1 差押可能金額の計算

給料債権の差押可能範囲には、以下のとおり**2種類**があります。

まず、あなたに送られた差押命令の「差押債権目録」の記載が、以下のどのパターンに当たるかを確認した上で、そのパターンの**計算例**を参考にして、**差押可能金額**を計算してください。(計算例は、通勤手当1万円、所得税・住民税・社会保険料の合計3万円とした場合の例で説明しています。)

Aパターン (一般債権による差押え)

給料(基本給と諸手当、ただし、通勤手当を除く。)から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の4分の1(ただし、前記残額が月額44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

(計算例1) 支給額36万円の場合

$36万円 - 1万円 - 3万円 = 32万円$ ⇨ これは44万円以下なので、その4分の1の32万円 $\div 4 = 8万円$ が差押可能金額となります。(※ 1円未満の端数切捨て)

(計算例2) 支給額50万円の場合

$50万円 - 1万円 - 3万円 = 46万円$ ⇨ これは44万円を超えるので、 $46万円 - 33万円 = 13万円$ が差押可能金額となります。

Bパターン (扶養義務等に係る債権による差押え)

給料(基本給と諸手当、ただし、通勤手当を除く。)から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の2分の1(ただし、前記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

(計算例1) 支給額36万円の場合

$36万円 - 1万円 - 3万円 = 32万円$ ⇨ これは66万円以下なので、その2分の1の32万円 $\div 2 = 16万円$ が差押可能金額となります。(※ 1円未満の端数切捨て)

(計算例2) 支給額72万円の場合

$72万円 - 1万円 - 3万円 = 68万円$ ⇨ これは66万円を超えるので、 $68万円 - 33万円 = 35万円$ が差押可能金額となります。

2 差し押さえられた金額の計算

- (1) 上記で計算した**差押可能金額**が、「差押債権目録」の頭書金額より**小さい**場合には、**差押可能金額**を債務者に払ってはいけません。この場合、次回以降の給料についても、「差押債権目録」の頭書金額に達するまで、債務者に払ってはいけません。

- (2) 上記で計算した**差押可能金額**が、「差押債権目録」の頭書金額より**大きい**場合には、「差押債権目録」の**頭書金額**を債務者に払ってはいけません。
- (3) **Bパターン**の場合で、「差押債権目録」の頭書金額が以下のとおり記載されている場合には、「1」に記載されている確定金額と「2」のうち給料の支給日までに弁済期の到来している請求債権額の合計額が頭書金額となります。また、この場合、次回以降の給料についても、給料支給日までに弁済期が到来した分が請求債権額に加算されますので、注意してください。

Bパターン（定期金の場合）

- 1 金〇〇〇, 〇〇〇円（請求債権目録記載の1）
- 2 令和〇〇年〇月から令和〇〇年〇月まで、毎月〇日限り金〇万円ずつ（請求債権目録記載の2）

債務者が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書1及び2の金額に満つるまで。ただし、頭書2の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

差し押さえられた金額を供託する場合の注意点

★ 給料等に対する債権差押命令が今回送られてきたものしかない場合

債務者に払ってはいけない金額を供託することができます。この場合の供託の法令条項は、民事執行法**156条1項**となります。

ただし、今回の差押えの中にAパターンとBパターンの両方が含まれている場合の供託額は、Bパターンの差押可能金額の範囲内となります。

★ 給料等に対する債権差押命令などが今回送られてきたもの以外にも送られている場合

それぞれの差押命令などについて差押可能金額を計算し、その金額に差がない場合には、差押可能金額の範囲内で、各差押命令の頭書金額の合計額に達するまでの金額を供託してください。この場合の供託の法令条項は民事執行法**156条2項**となります。

差押可能金額に差がある場合には、大きい方の金額の範囲内で供託してください。この場合の法令条項は、民事執行法**156条1項・2項**となります。

陳 述 書

令和 年 月 日

東京地方裁判所民事第21部

御中

第三債務者

(電)

下記のとおり陳述します。

(担当)

〔該当する答の□にレ点をつけ、必要な事項を記入してください。〕

1 本件債務者を〔次のイロハのうちから、一つを選択してください。〕、

イ全く雇用したことがない。⇒以下の記入は不要ロ現在雇用している。

⇒現在支給している給料及び賞与の額（所定の税金等を控除した手取全額）

給料 月額約 円支払方法 月給・週給・日給（日額 円）賞与 3月期約 円・ 6月期約 円

12月期約 円・ ()月期約 円

ハ過去に雇用したことがある。（退職年月日 年 月 日）

⇒これから支払期の到来する給料等が、

ない。⇒以下の記入は不要ある。⇒給料等の額（所定の税金等を控除した手取全額）給料、賞与 約 円退職金 約 円

2 差し押さえられた金額を債権者に、

支払う。支払わない。（理由 ）

3 本件債務者の給料に対する他の差押え（滞納処分等による差押えを含む。）

仮差押えが、

ない。ある。内容は裏面の別表に記載する。

〔税務署・区役所等又は裁判所から給料の（仮）差押えの書類が送られているか否か、ということです。なお、既に取下げ、取消し又は解除のあったものは記入する必要はありません。〕

4 その他〔上記以外に陳述したいことがある場合に裏面の陳述欄に記載してください。〕

